

賃貸住宅省エネ改修先行実装事業交付要綱 新旧対照表

新	現行
(助成対象経費) 第5条 略 一 材料費 高断熱窓及び高断熱ドアの購入<u>並びに太陽光発電システムの設置に伴う防水工事（既存住宅に限る）に必要な経費</u> 二、三 略 2 略 一 第11条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。<u>ただし、第7条の規定による交付申請があった後、第11条の規定により公社が交付決定をする日より前に工事し、又は契約締結したものであっても、次のアからエまでを条件として助成対象経費とする。</u> <u>ア 第8条に規定する交付申請に不備があり、その他この要綱で定める要件を満たさないために、契約もしくは工事着手の後に決定された交付決定もしくは不交付決定の内容により、損失等が生じたとしても、これらの負担は交付申請者の負担とする。</u> <u>イ 交付決定を受ける前に、天災地変等その他公社の責に帰さない事情により交付決定ができない場合において、事前に着手したことにより生じた経費があっても、補償しないものとする。</u>	(助成対象経費) 第5条 略 一 材料費 高断熱窓及び高断熱ドアの購入に必要な経費 二、三 略 2 略 一 略 ア、イ 略

<u>ウ 交付決定もしくは不交付決定の前に、契約もしくは工事着手をしたものは、第一号及び第二号に掲げる条件を了承したものとみなし、異議を申し立てないこと。</u> <u>エ 予算超過が見込まれる日について公社ホームページ等で公表された場合は、その翌日以降に申請のあったものは、交付決定後に契約もしくは工事の着手するものとする。</u> 二 略 3 略 (交付の条件) 第12条 略 一～二 略 <u>三 助成対象機器の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守すること。</u> <u>四 助成事業者は、本交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整</u>	二 略 3 略 (交付の条件) 第12条 略 一～二 略 三 助成事業者は、本交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）によ
--	--

備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。 <u>五</u> 助成事業者は、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を公社が求めたときは、公社の指定する期日までに公社に提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。 <u>六</u> 助成事業者は、公社が取得財産等の稼働状況等の現地調査等を実施する必要があると認めた場合は、当該現地調査等に協力すること。 <u>七</u> 助成事業者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給しないこと。 <u>八</u> 助成事業者は、助成対象経費について、区市町村から交付される助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給しないこと。 <u>九</u> 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、<u>前各号に掲げる事項の</u>ほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。 2 略 一、二 略 3 略 （助成事業の廃止） 第19条 略 2 略 <u>（3 削除）</u>	り取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。 四 助成事業者は、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を公社が求めたときは、公社の指定する期日までに公社に提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。 五 助成事業者は、公社が取得財産等の稼働状況等の現地調査等を実施する必要があると認めた場合は、当該現地調査等に協力すること。 六 助成事業者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給しないこと。 七 助成事業者は、助成対象経費について、区市町村から交付される助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給しないこと。 八 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、前7号のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。 2 略 一、二 略 3 略 （助成事業の廃止） 第19条 略 2 略 3 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知す
---	--

<u>附 則（令和５年１月31日付４都環公地温第2672号）</u> <u>１ 本交付要綱は、令和５年１月31日から施行する。</u> <u>２ 令和５年１月30日までに旧要綱（令和４年９月６日付４都環公地温地第1225号による制定の全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第７条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「旧交付手続等」という。）への賃貸住宅省エネ改修先行実装事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第５条第２項第一号の規定については、旧交付手続等にも適用するものとする。</u> <u>３ 旧交付手続等のうち、令和５年１月30日までに申請のあった旧要綱第19条第１項の規定による助成事業の廃止の申請については、前項の規定にかかわらず、本交付要綱の施行日以降は旧要綱第19条第３項の規定は適用しない。</u> (以下、省略)	るものとする。 (以下、省略)
--	-------------------------------